

平成十五年八月五日受領  
答弁第一一六号

内閣衆質一五六第一一六号

平成十五年八月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出特定郵便局長の採用が公募でない理由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出特定郵便局長の採用が公募でない理由に関する質問に対する答弁書

一について

平成五年度から平成十四年度までの各年度に部外者（特定郵便局長に採用される前に旧郵政省又は総務省（郵政事業に関する事務を所掌する部局又は機関に限る。）若しくは旧郵政事業庁の職員であった者以外の者をいう。以下同じ。）から特定郵便局長に採用された者の数は、別表第一のとおりである。

特定郵便局長の採用は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十六条第一項ただし書に規定する選考により行っている。当該選考は、特定郵便局長の欠員の状況等を勘案しつつ随時これを行っており、特定郵便局長として採用されることを希望する者（以下「採用希望者」という。）に対し、経歴評定を行い、その結果、特定郵便局を運営する管理者としての経営管理能力を有するとともに地域の信望を担い得る者とは認められないと判断された者以外の者について筆記試験及び人物試験を行い、これらの試験の結果に基づき合格者を決定しているところである。平成九年度から平成十四年度までの各年度に旧郵政省又は旧郵政事業庁が実施した特定郵便局長の採用のための選考に係る筆記試験及び人物試験の受験者数、合格者数及び当該受験者数に対する合格者数の比率は、別表第二のとおりである。

なお、経歴評定を受けた者の数については、逐一網羅的な把握は行っており、また、平成五年度から平成八年度までの各年度の筆記試験及び人物試験の受験者数、合格者数及び当該受験者数に対する合格者数の比率については、資料が現存しないため、お答えすることができない。

#### 二、三及び六について

特定郵便局長の採用のための選考については、年齢が二十五歳以上であること等一定の形式的な要件を満たす者は誰でも当該選考の対象となり、また、推薦は当該選考を受けるための要件とはされていない。

このことは、日本郵政公社の設立後においても同様であると承知している。

また、採用希望者の日本郵政公社への連絡先は、別表第三のとおりである。

なお、採用希望者が提出する願書については、特段の様式は定められていない。

#### 四について

旧郵政事業庁が平成十四年度に部外者から特定郵便局長に採用した者の前職は、別表第四のとおりであり、このうち採用前の住居と採用後に配属された特定郵便局が同じ敷地内に所在する者は三十一人である。

#### 五について

特定郵便局長の採用は世襲を前提とするものではなく、また、国家公務員として採用されることを希望する者に対し、その者の親族が従事し、又は従事していた職業の調査を行うことは、国家公務員法第二十条七条に規定する平等取扱いの原則及び同法第三十三条第一項が規定する「その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて」任用を行うとの原則に照らして適当ではないと考えられるところ、旧郵政省及び旧郵政事業庁並びに日本郵政公社は当該調査を行っていないため、お答えすることができない。

七について

特定郵便局長の採用については、特定郵便局長の欠員の状況等を勘案しつつ、随時、欠員が生じた個別の特定郵便局ごとに、当該特定郵便局を運営する管理者としての経営管理能力を有するとともに当該特定郵便局が所在する地域の住民の信望を担い得ると判断される者を選考することが必要となるのであって、郵便局の一般の職員を一括して採用する場合等とは事情が異なるため、日本郵政公社においては、広く一般への募集は行っていない。しかし、二、三及び六について述べたとおり、年齢が二十五歳以上であること等一定の形式的な要件を満たす者は誰でも日本郵政公社による選考の対象となり、かつ、日本郵政公社は採用希望者からの申込みを受け付けることとしていると承知しており、このような採用の在り方には

特段の問題はないものと考えている。

また、御指摘の「国家公務員法にある「民主的な方法で選択」」は、国家公務員法第一条に規定されている国家公務員たる職員が「民主的な方法で、選択され」るべきことを指していると考えられるところ、この選択すなわち任用の方法については、具体的には同法第三十三条第一項において「その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて」行うこととして規定され、さらに、同項の「能力の実証」の方法の一つとして同法第三十六条第一項ただし書において選考の方法が定められており、特定郵便局長の採用については、この選考の方法によって採用希望者の能力の実証が行われているのであるから、同法に反するものではないと考えている。

別表第一

部外者から特定郵便局長に採用された者の数

(単位：人)

	部外者から特定郵便局長に採用された者の数
平成 5 年度	170
平成 6 年度	173
平成 7 年度	168
平成 8 年度	194
平成 9 年度	186
平成 10 年度	220
平成 11 年度	207
平成 12 年度	205
平成 13 年度	181
平成 14 年度	257

別表第二

部外者に対し実施された特定郵便局長の採用のための選考に係る筆記試験及び  
人物試験の受験者数、合格者数及び当該受験者数に対する合格者数の比率

(単位：人)

	受 験 者 数	合 格 者 数	受験者数に対する 合格者数の比率
平成 9 年度	2 2 4	2 0 7	9 2 . 4 %
平成 1 0 年度	1 8 4	1 7 4	9 4 . 6 %
平成 1 1 年度	2 5 4	2 0 3	7 9 . 9 %
平成 1 2 年度	2 2 5	2 1 6	9 6 . 0 %
平成 1 3 年度	2 0 5	1 8 2	8 8 . 8 %
平成 1 4 年度	2 4 4	2 2 6	9 2 . 6 %

## 別表第三

## 採用希望者の日本郵政公社への連絡先

受持区域	部署・役職	住 所	電話番号
北 海 道	北海道支社人事部人事課係長	北海道札幌市中央区北二条西4 - 3	011-214-4030
青森県、岩手 県、宮城県、秋 田県、山形県、 福島県	東北支社人事部人事課係長	宮城県仙台市青葉区一番町1 - 1 - 3 4	022-267-7666
茨城県、栃木 県、群馬県、埼 玉県、千葉県	関東支社人事部人事課特定局任用 係長	埼玉県さいたま市中央区新都心 3 - 1	048-600-2055
東 京 都	東京支社人事部人事課第二任用係 長	東京都千代田区大手町2 - 3 - 2	03-3243-8030
神奈川県、山梨 県	南関東支社総務部人事課特定局人 事係長	神奈川県横浜市西区平沼1 - 1 - 3	045-320-7546
新潟県、長野県	信越支社人事部人事課任用係長	長野県長野市栗田8 0 1	026-231-2248
富山県、石川 県、福井県	北陸支社人事部人事課第一任用係 長	石川県金沢市尾張町1 - 1 - 1	076-220-3057
岐阜県、静岡 県、愛知県、三 重県	東海支社人事部人事課特定局係長	愛知県名古屋市中区丸の内3 - 2 - 5	052-963-6256
滋賀県、京都 府、大阪府、兵 庫県、奈良県、 和歌山県	近畿支社人事部人事課第二任用係 長	大阪府大阪市中央区北浜東3 - 9	06-6944-5472
鳥取県、島根 県、岡山県、広 島県、山口県	中国支社人事部人事課任用係長	広島県広島市中区東白島町1 9 - 8	082-224-5040
徳島県、香川 県、愛媛県、高 知県	四国支社人事部人事課任用係長	愛媛県松山市宮田町8 - 5	089-936-5137
福岡県、佐賀 県、長崎県、大 分県、熊本県、 宮崎県、鹿児島 県	九州支社人事部人事課第二任用係 長	熊本県熊本市城東町1 - 1	096-328-5161
沖 縄 県	沖縄事務所総務部総務課人事係長	沖縄県那覇市東町2 6 - 2 9	098-865-2216

別表第四

平成14年度に部外者から採用された特定郵便局長の前職の状況

(単位：人)

	民間企業勤務	国・地方公共団体勤務	その他	合計
部外採用者	218	19	20	257